

登簿番号

令和 8 年 第 81 号

一般社団法人Core Link Project

原 始 定 款

〒753-0045

山口市黄金町3番5号

山口地方法務局所属（山口公証役場）

公 証 人 相 原 茂

TEL (083) 925-0035

FAX (083) 925-0036

一般社団法人 Core Link Project 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Core Link Project と称する。

(目的)

第2条 当法人は、スポーツおよび教育を通じて、人々の健康増進と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. スポーツイベント、各種セミナー及び研修会の企画、運営並びに管理
2. 子どもや高齢者を対象としたスポーツ教室、運動指導及び教育支援事業
3. 企業及び団体に対する健康経営の導入支援並びにコンサルティング業務
4. 地域活性化、観光振興及びコミュニティ創出に関する事業
5. インターネット、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）及び動画配信を活用した情報発信、広報及び広告宣伝に関する業務
6. スポーツ用品、衣料品、健康関連商品、書籍及びオリジナルグッズの企画、製造、販売
7. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の入社申込書を代表理事に提出し、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成し、その活動に伴う経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 総社員の同意があったとき。
2. 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
3. 会費の納入を1年以上履行しなかったとき。



第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項に限り、決議することができる。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法律又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。



2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- ・ 理事 2名以上
2. 理事のうち1名をもって代表理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。



2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第 22 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 23 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計算及び会計

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第 6 章 解散・残余財産の帰属

(解散)

第 26 条 当法人（一般社団法人 Core Link Project）は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 27 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。




第7章 附則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年7月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員：山口県山口市阿知須 4053 番地 5 山口 祐輔

設立時社員：山口県宇部市大字船木 720 番地 藏本 敏明

(設立時理事及び設立時代表理事)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事：山口 祐輔

設立時理事：藏本 敏明

設立時代表理事：山口 祐輔

(定款に定めのない事項)

第31条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 Core Link Project を設立するため、設立時社員は、本定款を作成し、これに記名押印する。

令和8年8月4日

設立時社員 山口 祐輔

印



設立時社員 藏本 敏明

印





1 登簿令和8年第81号

2 定款の認証

3 嘱託人2名は、本公証人に対し、設立される法人の
4 実質的支配者となるべき者が山口祐輔である旨及び同
5 人が暴力団員等でない旨を申告した。—————

6 嘱託人2名は、本公証人の面前で、各自の記名押印
7 を自認する旨を陳述した。—————

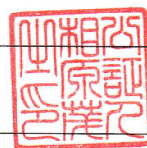
8 よって、この定款を認証する。—————
9 令和8年8月4日、本公証人役場において—————

10 山口県山口市黄金町3番5号

11 山口地方法務局所属

12
13 公証人

14 相原茂



15
16
17
18
19
20
公証人役場

1



1